

平成30年 第3回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
70	平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)		
71	平成30年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)		
72	飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例		5
73	飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		9
74	飯塚急患センター条例の一部を改正する条例		14
75	飯塚市空家等の適切な管理に関する条例		16
76	訴えの提起(鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求)		20
77	訴えの提起(鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求)		23
78	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)		25
79	指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)		28
80	市道路線の廃止		31
81	市道路線の認定		33
82	専決処分の承認(平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号))		38
83	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
84	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		

議案番号	件名	摘要	ページ
85	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
86	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
認定 第1号	平成29年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定		39
認定 第2号	平成29年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定		40
認定 第3号	平成29年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		41
認定 第4号	平成29年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定		42
認定 第5号	平成29年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定		43
認定 第6号	平成29年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定		44
認定 第7号	平成29年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定		45
認定 第8号	平成29年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定		46
認定 第9号	平成29年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定		47
認定 第10号	平成29年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定		48
認定 第11号	平成29年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定		49
認定 第12号	平成29年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定		50
認定 第13号	平成29年度 飯塚市水道事業会計決算の認定		51

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市立こども園及び保育所の延長保育事業実施及び関連事業に関する規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(平成26年飯塚市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第65号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条第1号中「午前7時30分」を「午前7時」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(預かり保育事業等)

第9条 市長は、こども園等において、次の各号の事業を実施することができる。

- (1) 預かり保育事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 一時預かり保育事業

2 前項各号の事業を利用する子どもの保護者は、利用料を納入しなければならない。

3 実施するこども園等、対象となる子ども及び前項の利用料の額は、別表第2のとおりとする。ただし、災害等の特別な事情がある場合においては、この限りでない。

4 第2項の利用料については、第7条及び前条の規定を準用する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第9条関係)

事業名称	実施する こども園等	対象となる子ども	利用料 (子ども1人当たり)
預かり保育事業	幼保連携型 認定こども園	市が法第19条第1項第1号に該当すると認定した者のうち、現に在園しているもの	月額3,100円
延長保育事業	こども園等	市が法第19条第1項第2号又は第3号に該当すると認定した者のうち、現に在園又は在所しているもの	日額300円を限度として、市長が別に定める額
一時預かり保育事業	こども園等	市内に住所又は居所を有する小学校就学前の者	日額1,800円を限度として、市長が別に定める額

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 こども園等の名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(開園時間及び休園日等)</p> <p>第5条 こども園等の開園時間又は開所時間及び休園日又は休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 開園時間又は開所時間 <u>午前7時から午後6時まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(預かり保育事業等)</p> <p>第9条 <u>市長は、こども園等において、次の各号の事業を実施することができる。</u></p> <p>(1) <u>預かり保育事業</u></p> <p>(2) <u>延長保育事業</u></p> <p>(3) <u>一時預かり保育事業</u></p> <p>2 <u>前項各号の事業を利用する子どもの保護者は、利用料を納入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>実施するこども園等、対象となる子ども及び前項の利用料の額は、別表第2のとおりとする。ただし、災害等の特別な事情がある場合においては、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>第2項の利用料については、第7条及び前条の規定を準用する。</u></p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第2(第9条関係)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)において使用する用語の例による。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 こども園等の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(開園時間及び休園日等)</p> <p>第5条 こども園等の開園時間又は開所時間及び休園日又は休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 開園時間又は開所時間 <u>午前7時30分から午後6時まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>(略)</p>

事業名称	実施する こども園等	対象となる子ども	利用料 (子ども1人当たり)
預かり保育事業	幼保連携型 認定こども園	市が法第19条第1項第1号に 該当すると認定した者のう ち、現に在園しているもの	月額3,100円
延長保育事業	こども園等	市が法第19条第1項第2号又 は第3号に該当すると認定し た者のうち、現に在園又は 在園しているもの	日額300円を限度と して、市長が別に定 める額
一時預かり保育 事業	こども園等	市内に住所又は居所を有す る小学校就学前の者	日額1,800円を限度 として、市長が別に 定める額

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第65号)が公布されたことにより、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
第17条第2項に次の1号を加える。
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第25条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

附則第1条中「施行の日」の次に「(以下「施行日」という。)」を加える。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第24条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第25条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を第6条第5項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 <u>市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p> <p>(食事の提供の特例)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p>

第17条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第25条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第24条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第25条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第30条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第34条及び第50条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第34条及び第50条において準用する場合を含む。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第35条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第36条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第45条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第46条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第49条第1項本文(調理員に係る業務に限る。))の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。))の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第24条第4号(調理設備に係る部分に限る。))及び第25条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))

第17条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第24条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第25条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第30条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第34条及び第50条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第34条及び第50条において準用する場合を含む。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第35条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第36条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第45条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第46条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第49条第1項本文(調理員に係る業務に限る。))の規定は、適用しないことができる。

る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を第6条第5項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚急患センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚急患センターの年末年始の昼間の診療の開始に伴い、診療時間を変更するため、本案を提出するものである。

飯塚急患センター条例の一部を改正する条例

飯塚急患センター条例(平成18年飯塚市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第1条中「休日の夜間」を「夜間等」に改める。

第4条を次のように改める。

(診療時間)

第4条 急患センターの診療時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のアからウまでに定める日 午後6時から午後10時まで

ア 日曜日及び土曜日(次号に掲げる日を除く。)

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次号に掲げる日を除く。)

ウ 8月13日から同月15日まで

(2) 12月31日及び1月1日から同月3日まで 午後2時から午後5時30分まで及び午後6時から午後10時まで

(3) 前2号に定める日以外の日 午後7時から午後9時まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚急患センター条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(設置) 第1条 <u>夜間等</u>における急病患者に対し、応急の診療を行うため、急患センターを設置する。</p> <p>(診療時間) 第4条 <u>急患センターの診療時間は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>次のアからウまでに定める日 午後6時から午後10時まで</u></p> <p>ア <u>日曜日及び土曜日(次号に掲げる日を除く。)</u></p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次号に掲げる日を除く。)</u></p> <p>ウ <u>8月13日から同月15日まで</u></p> <p>(2) <u>12月31日及び1月1日から同月3日まで 午後2時から午後5時30分まで及び午後6時から午後10時まで</u></p> <p>(3) <u>前2号に定める日以外の日 午後7時から午後9時まで</u></p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(設置) 第1条 <u>休日の夜間</u>における急病患者に対し、応急の診療を行うため、急患センターを設置する。</p> <p>(診療時間) 第4条 <u>急患センターの診療時間は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>次のアからウまでに定める日 午後6時から午後10時まで</u></p> <p>ア <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>ウ <u>8月13日から同月15日まで、12月31日並びに1月2日及び同月3日</u></p> <p>(2) <u>前号に定める日以外の日 午後7時から午後9時まで</u></p>

飯塚市空家等の適切な管理に関する条例を次のように定める。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法で対応出来ない長屋形式等の一部居住されている空家の対策及び応急措置が必要な場合に緊急安全措置により対応を行うため、本案を提出するものである。

飯塚市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理について所有者等及び市の責務を定めるとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な住環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「部分空家等」とは、長屋若しくは共同住宅の住戸又はこれに附属する建物その他の工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木竹その他の土地に定着するものを含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この条例において「特定部分空家等」とは、前項に規定する部分空家等であつて、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると市長が認めたものをいう。

3 前2項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(空家等又は部分空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等又は部分空家等の所有者等は、当該空家等又は部分空家等が周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市内の空家等及び部分空家等の状況を把握し、市民等(市民及び市内に存する建築物の所有者等並びに地域団体及び事業者をいう。以下同じ。)からの空家等及び部分空家等に関する相談に応じるとともに、空家等及び部分空家等の適切な管理に関する情報を提供するなど市民等に対して必要な支援を行うものとし、併せて周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空家等及び部分空家等について、危険箇所等を是正するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、空家等及び部分空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。

(協議会)

第5条 前条第2項の空家等対策計画の作成及び変更等に関する協議を行うため、法第7条に規定する協議会を置く。

2 前項の協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入調査等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、部分空家等の所有者等を把握するための調査その他この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、次条及び第8条の規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、部分空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を部分空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該部分空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により部分空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定部分空家等に対する措置)

第7条 市長は、特定部分空家等の所有者等に対し、当該特定部分空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定部分空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

10 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定部分空家等に設置すること

ができる。この場合においては、当該特定部分空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

11 第3項の規定による命令については、飯塚市行政手続条例(平成18年飯塚市条例第12号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、空家等又は部分空家等が適切な管理が行われず放置されたことにより、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため、当該空家等又は部分空家等の状況に応じて、緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の実施内容を当該空家等又は部分空家等の所有者等に通知(過失がなく、当該空家等又は部分空家等の所有者等を確認することができないときは、公告)しなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等又は部分空家等の所有者等に請求することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- (2) 本件訴え提起前又は後において、被告の死亡に伴う相続が発生し、被告を変更する必要がある場合には、その相続人を被告とすること。
- (3) 本件訴え提起後において、必要と認める場合には和解すること。

6 物件の表示

所在地	地目	地積(m ²)
鹿毛馬字田中995番1	山林	157
鹿毛馬字田中996番	山林	3,610

提案理由

全面的価格賠償の方法による共有物の分割等を求める訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものである。

位置図



凡例

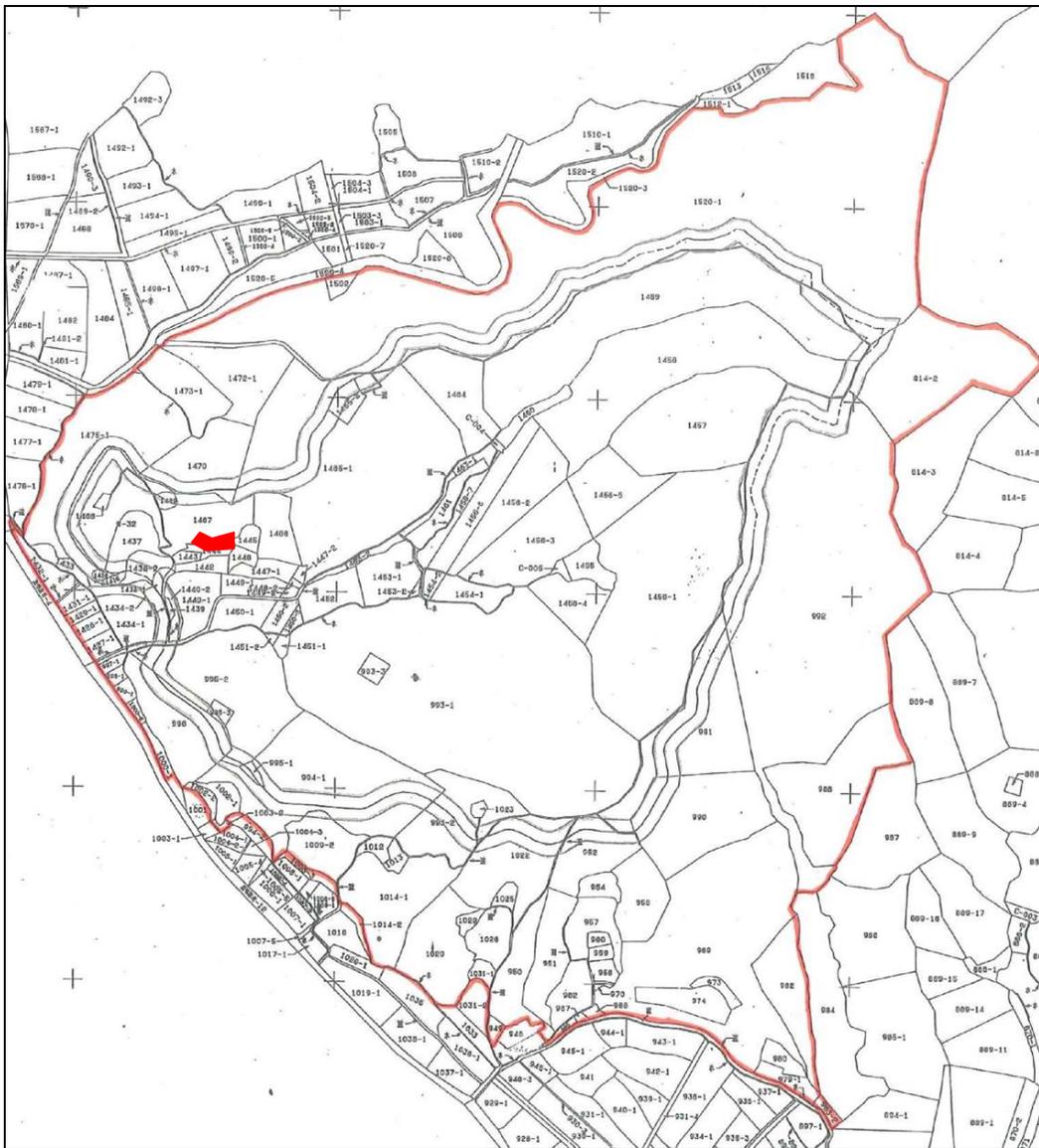
-  鹿毛馬
-  神籠石敷
-  対象地

所在地	地目	地積(m ²)
鹿毛馬字小堤1444番	山林	306

提案理由

全面的価格賠償の方法による共有物分割等を求める訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものである。

位置図



5 事故発生の原因

市営小峠東団地内の市道小峠団地1号線の側溝グレーチングを支えるL型アンクルが一部欠損していたため、グレーチングが固定されてなかったことが原因である。

6 示談の内容

(1) 飯塚市は、相手方に対し損害賠償金723,600円を支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

7 損害賠償額の内訳

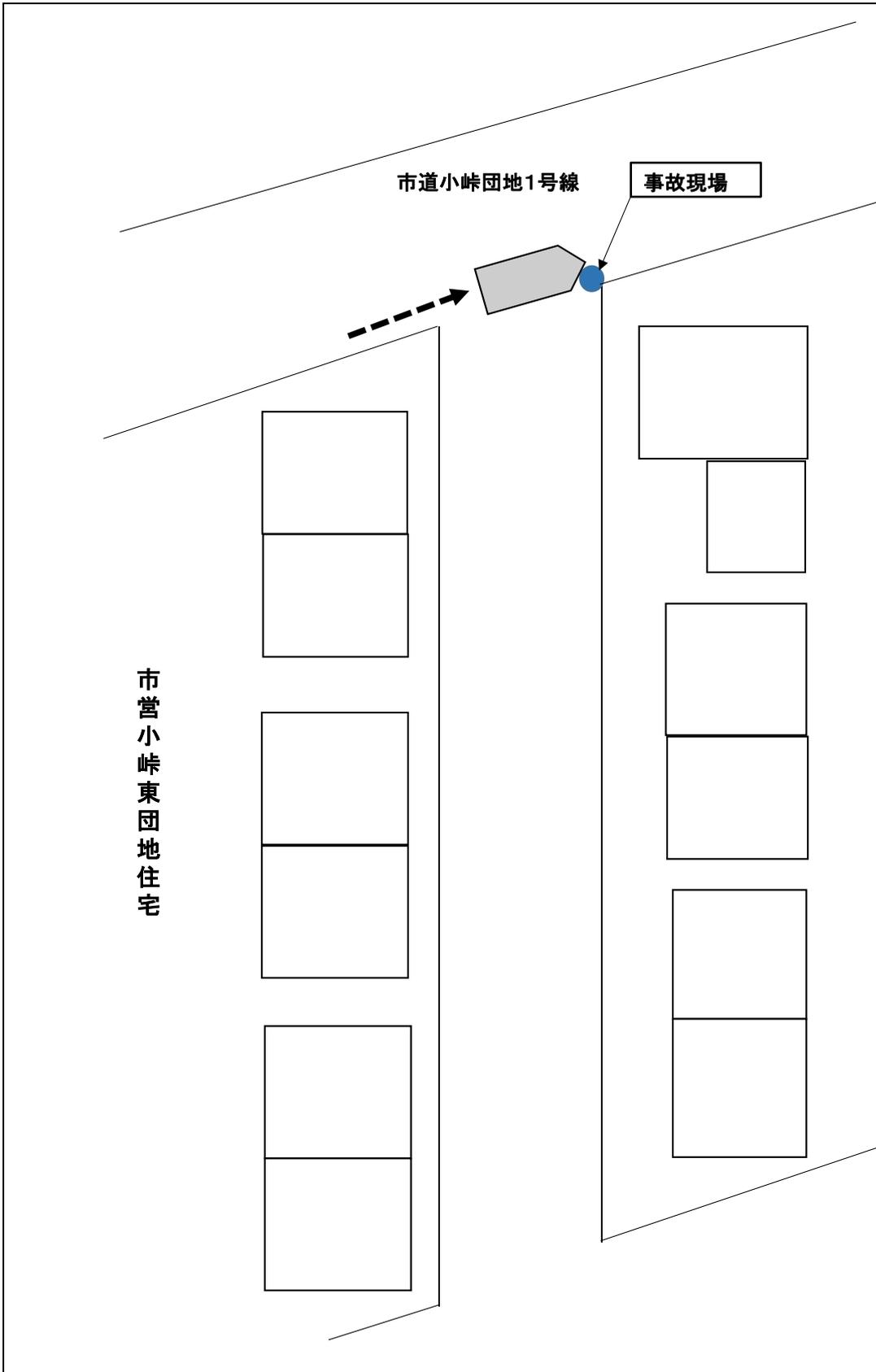
損害額723,600円のうち、市の過失割合100%

8 事故現場見取図 別紙のとおり

提案理由

市道上の車両損傷事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提案するものである。

事故現場見取図



指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
飯塚市新産業創出支援センター
- 2 指定管理者となる団体
団体名 株式会社 福岡ソフトウェアセンター
代表者 代表取締役 高倉 孝
所在地 福岡県飯塚市幸袋526番地1
- 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間
2019年(平成31年)4月1日～2022年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

①施設名称 飯塚市新産業創出支援センター

②所在地 福岡県飯塚市幸袋576番地14

③開設年月日 平成15年4月1日

④規模構造

敷地面積 4,574㎡

延床面積 2,052㎡

構造 鉄骨造3階建て

施設内容

入居施設 企業誘致室、育成支援室、研究開発室

共用施設 ミーティングルーム、コンサルティングルーム、研修室

開放施設 交流ホール、リフレッシュコーナー

附属施設 駐車場74台

⑤業務内容

- ・施設の利用に関する業務
- ・施設の周知に関する業務
- ・使用料の徴収に関する業務
- ・電気使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理等に関する業務
- ・その他の業務

2 指定管理者となる団体の概要

①設立年月日 平成4年4月17日

②主な提案業務内容及び事業計画

- ・人材育成事業 IT技術者向け研修、職業訓練受託、IT技術者等受託研修、地域情報化研修
- ・実践指導事業 ベンチャー企業等に対するインキュベーション施設運営
- ・開発斡旋事業 インターネットプロバイダ事業、システム開発等受託事業
IT人材派遣事業、請負事業、職業紹介事業

3 公募及び選定の概要

(1)公募・非公募の別
公募

(2)地域要件設定の有無
地域要件未設定

(3)応募団体数
1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)
9,880千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果

団 体 名		評 価 点 (600点中)
団体名	株式会社 福岡ソフトウェアセンター	366
代表者	代表取締役 高倉 孝	
所在地	福岡県飯塚市幸袋526番地1	

市道路線の廃止

次のとおり市道路線を廃止するものとする。

平成30年9月4日提出

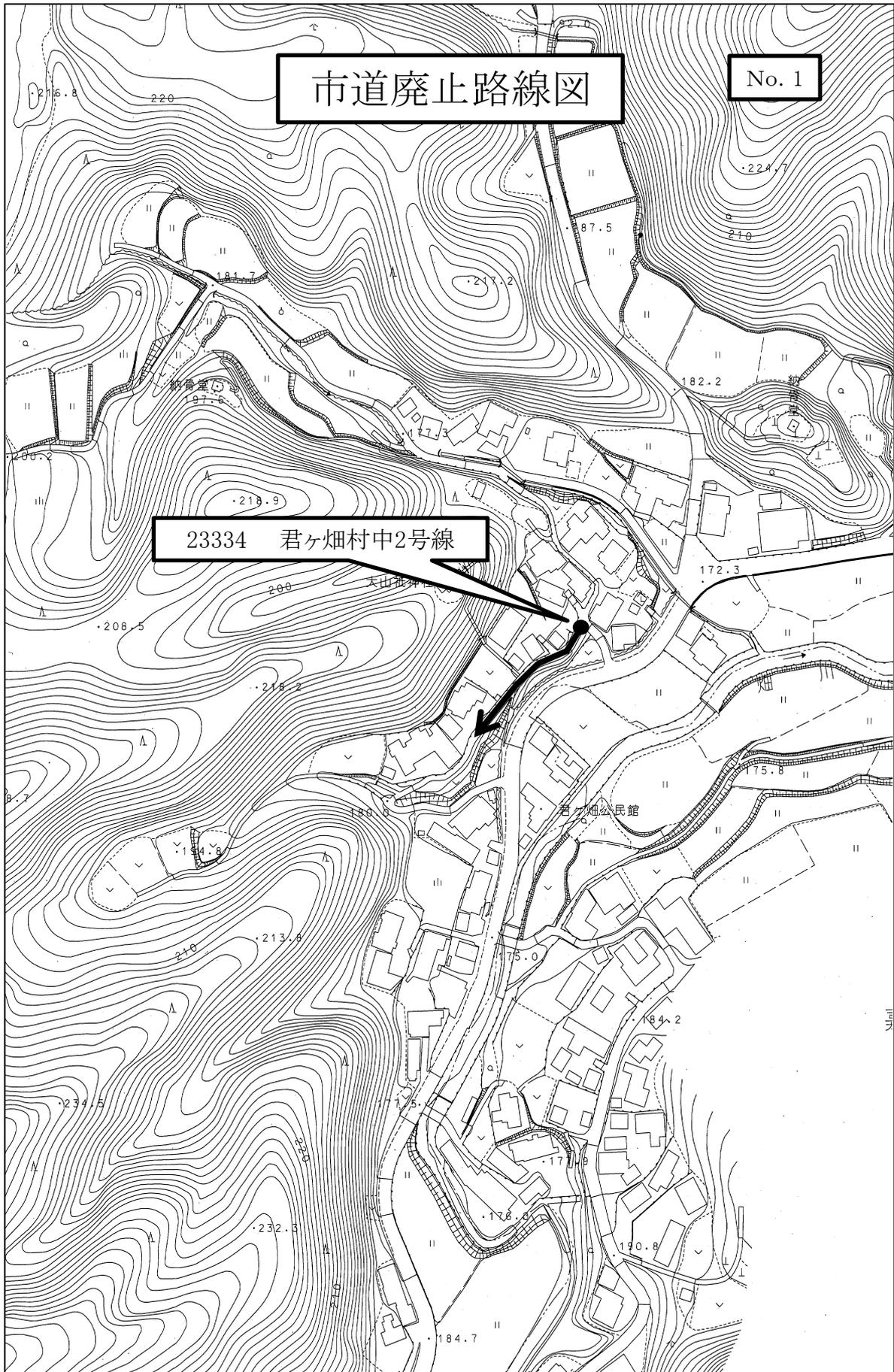
飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議決を求めるものである。

市道廃止路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	23334	君ヶ畑村中2号線	弥山1507-1地先	弥山1525-1地先	4.5	86.0	No.1
				合 計		86.0	



市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

平成30年9月4日提出

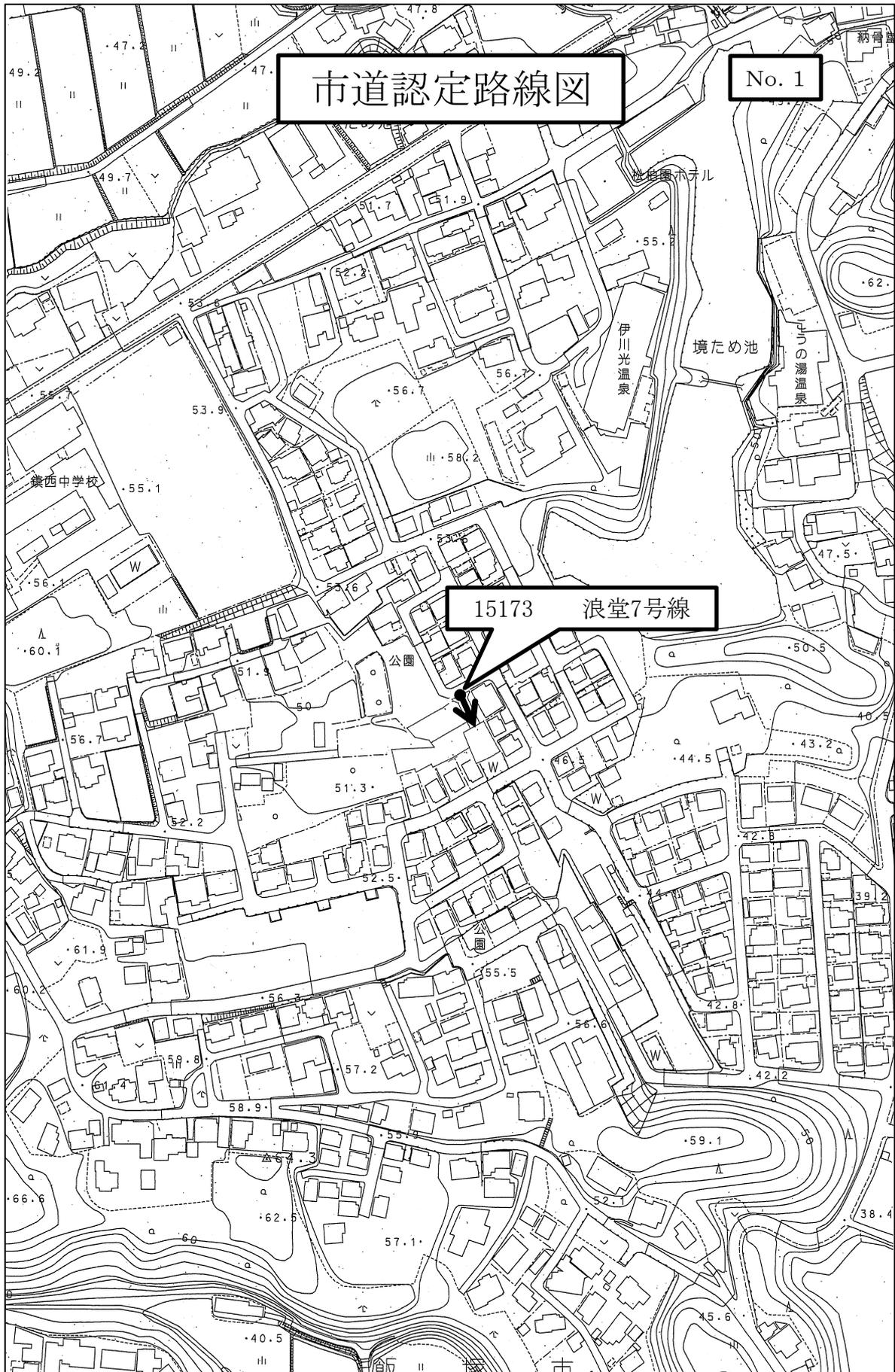
飯塚市長 片 峯 誠

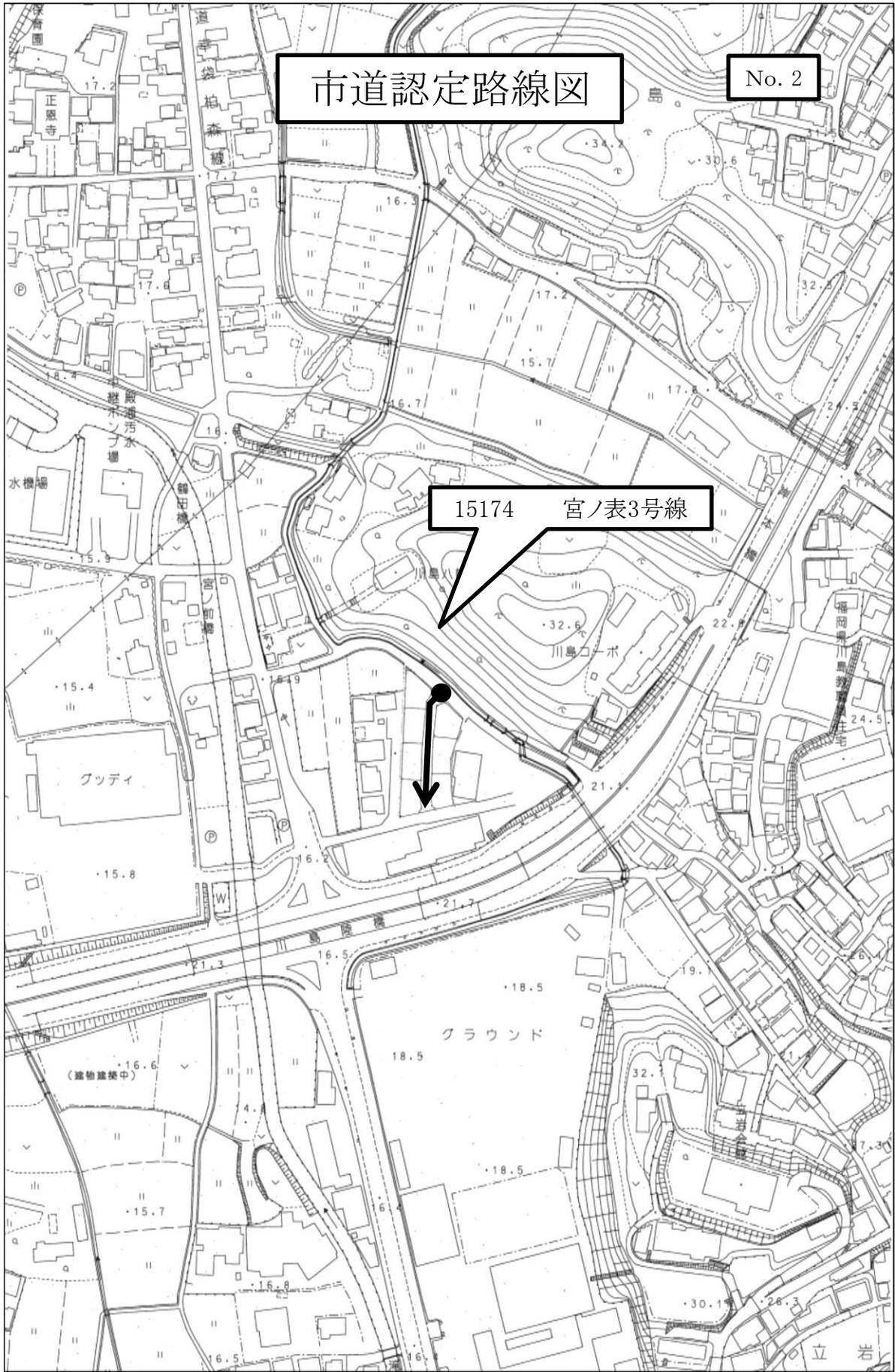
提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15173	浪堂7号線	大日寺512-560地先	大日寺512-587地先	6.5	17.9	No. 1
2	15174	宮ノ表3号線	川島603-5地先	川島602-9地先	6.7	61.5	No. 2
3	23381	君ヶ畑村中3号線	弥山1507-1地先	弥山1595地先	4.1	224.0	No. 3
4	33544	平恒・上牟田3号線	平恒961-6地先	平恒961-8地先	7.0	42.5	No. 4
				合 計		345.9	



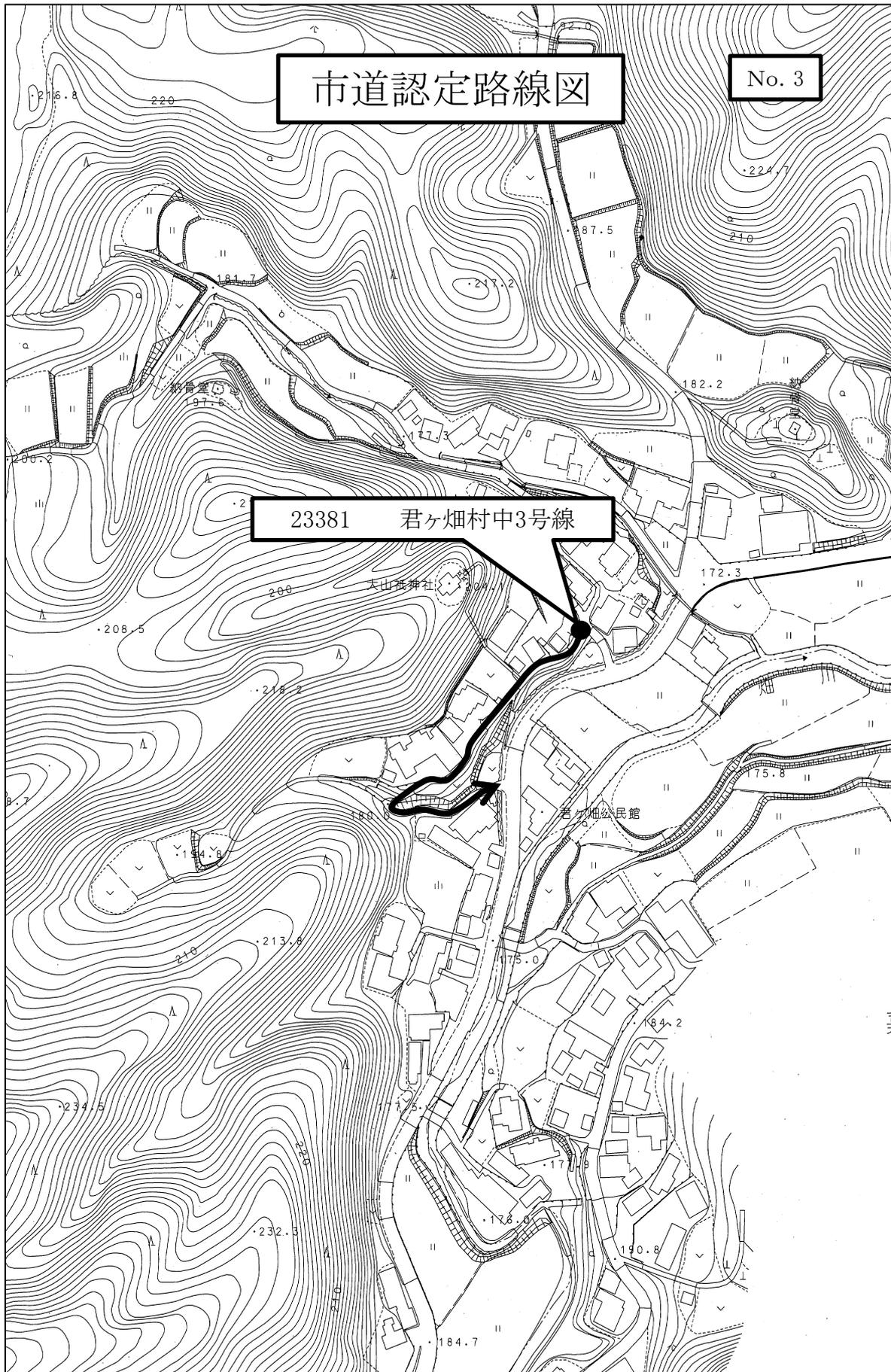


市道認定路線図

No. 2

15174 宮ノ表3号線

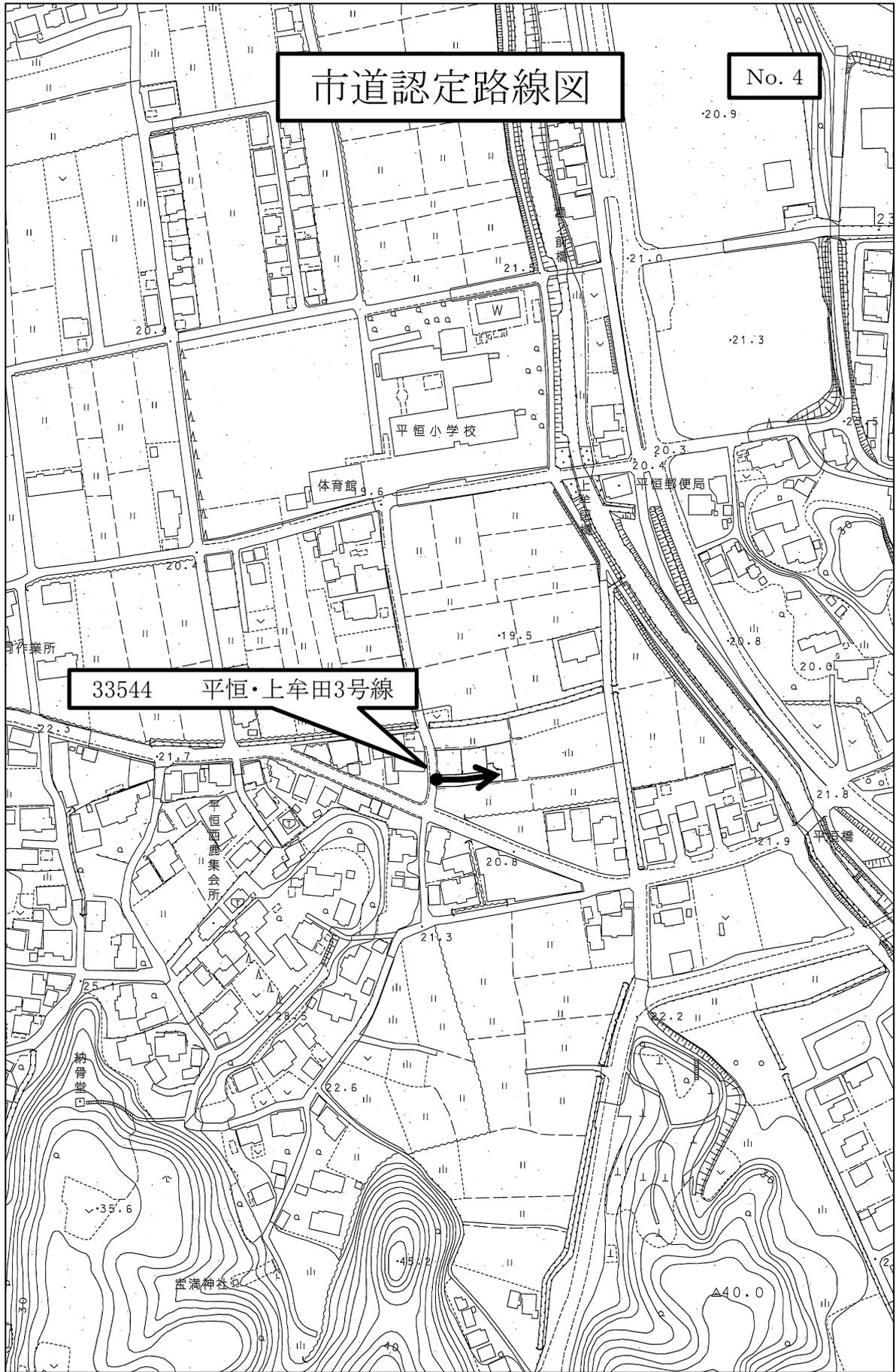




市道認定路線図

No. 3

23381 君ヶ畑村中3号線



専決処分の承認(平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第3号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

平成30年7月6日専決

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)

平成29年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成29年度飯塚市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成29年度飯塚市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成29年度飯塚市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成29年度飯塚市立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年8月20日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 144,244円

1 事故発生日時、場所

平成30年6月13日(水)午後2時頃

飯塚市幸袋地内

2 事故の概要

平成30年6月13日(水)午後2時頃、土木管理課が所管する市有地(幸袋781番6)から伸びた樹木の枝が落下し、相手方敷地内に駐車中の車両を損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両 左上部及び左側後部ドア損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金144,244円を支払う。

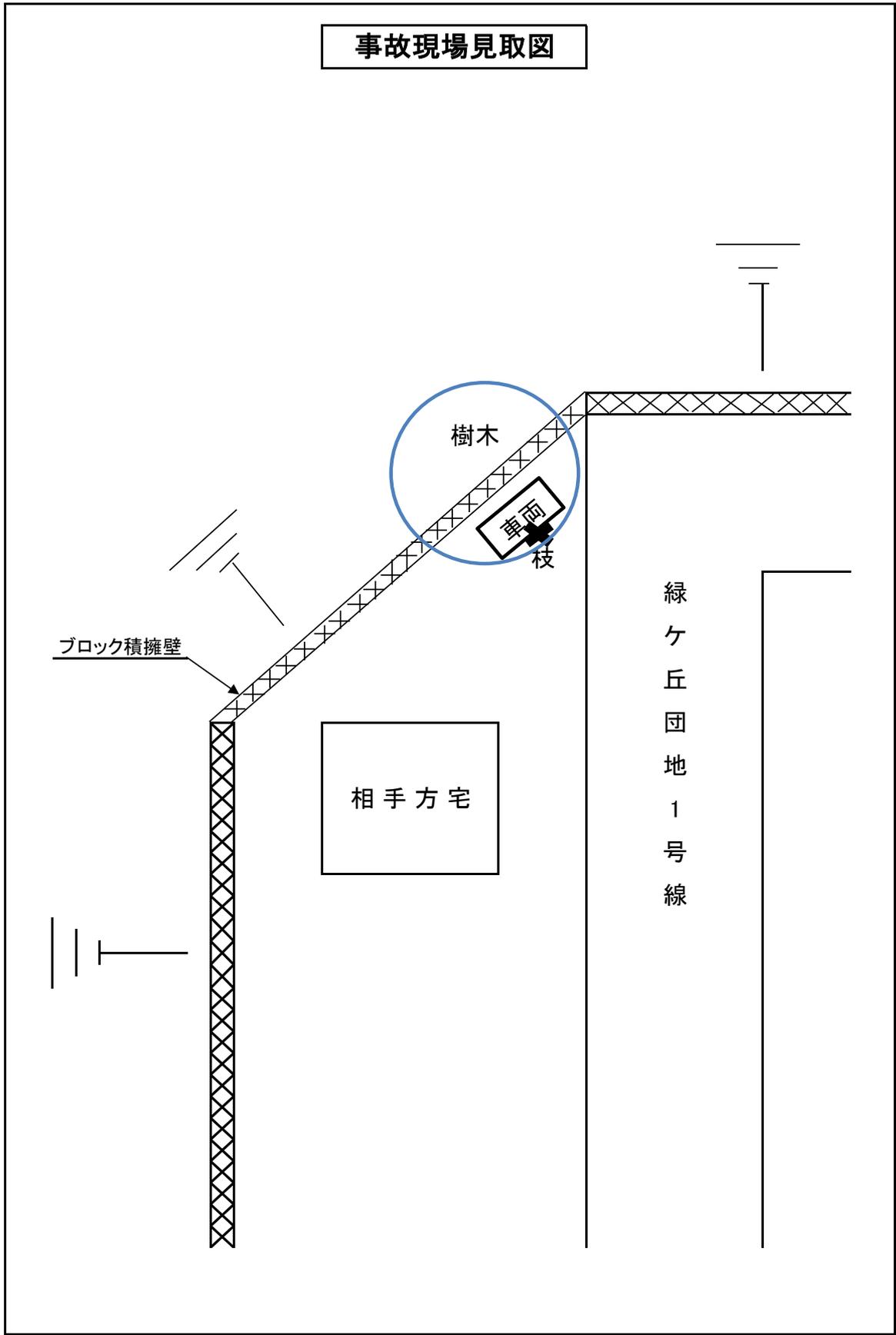
(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

修理費用額144,244円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年7月5日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 129,816円

1 事故発生日時、場所

平成30年5月11日(金)午後10時頃

飯塚市勢田地内 市道 宮ノ前橋・浦谷線

2 事故の概要

相手方が、市道宮ノ前橋・浦谷線(一方通行)を佐與方面から赤池方面へ前走車の後方を走行していたところ、前走車が、アスファルト舗装材を跳ね上げ相手方の車両に当たったことにより、フロントガラス及びルーフ前方を損傷させたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両 フロントガラス及びルーフ前方の損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金129,816円を支払う。

(2) 双方は、当該事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

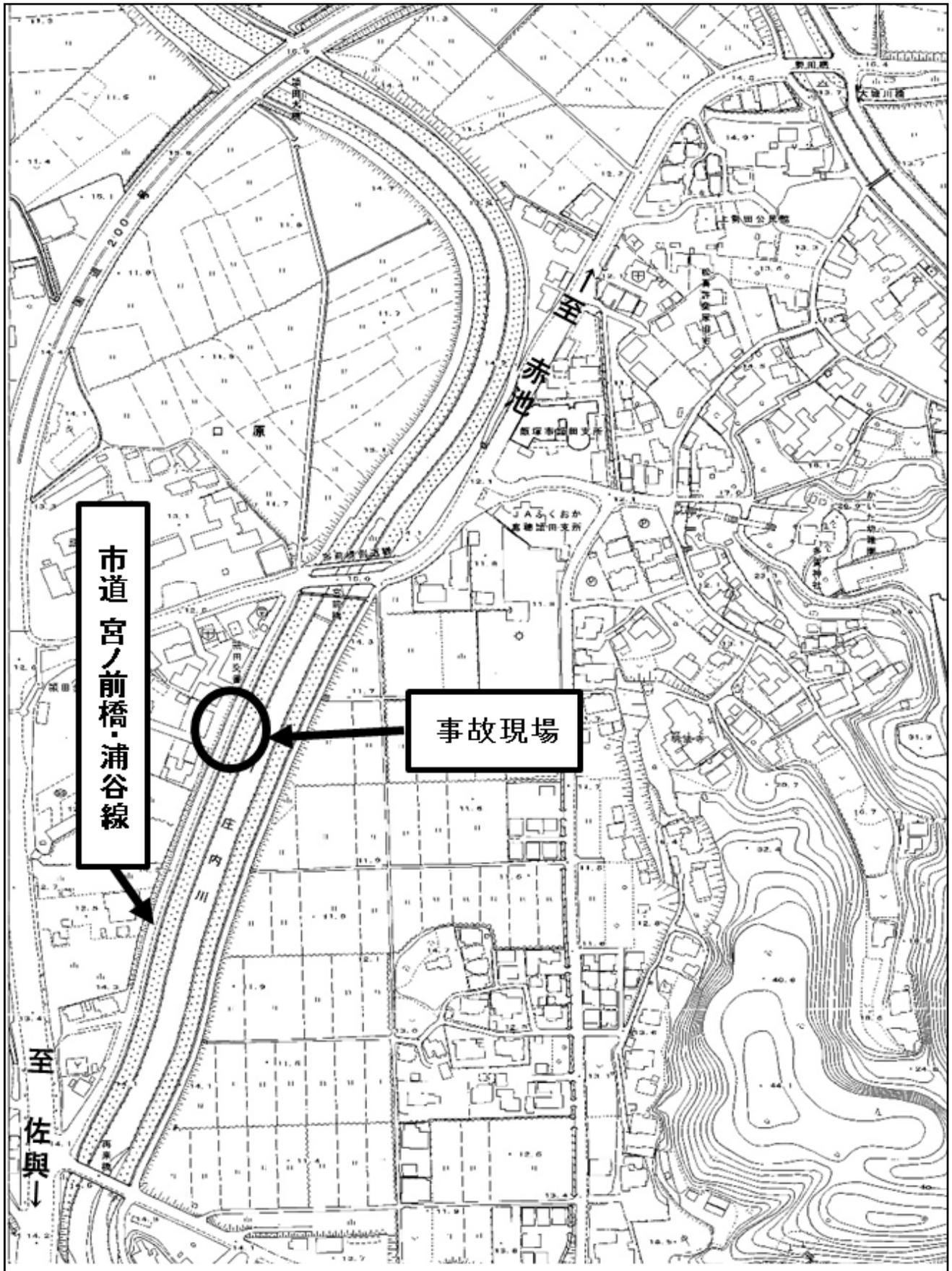
5 損害賠償額の内訳

修理費用額129,816円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図

飯塚市勢田地内



継続費精算報告書の報告(平成29年度飯塚市一般会計)

平成29年度飯塚市一般会計継続費の精算を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度 飯塚市継続費精算報告書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較						
				年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳					
					特定財源				特定財源				特定財源					
					国県支出金	地方債	その他		一般財源	国県支出金	地方債		その他	一般財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	オフィス環境整備支援業務委託料	24	8,400,000				8,400,000	6,700,000				6,700,000	△ 1,700,000	0	0	0	△ 1,700,000
			25	3,150,000				3,150,000	2,500,000				2,500,000	△ 650,000	0	0	0	△ 650,000
			26	4,305,000				4,305,000	3,400,000				3,400,000	△ 905,000	0	0	0	△ 905,000
			27	4,305,000				4,305,000	3,400,000				3,400,000	△ 905,000	0	0	0	△ 905,000
			28	3,150,000				3,150,000	2,500,000		2,300,000		200,000	△ 650,000	0	2,300,000	0	△ 2,950,000
			29	1,575,000				1,575,000	1,345,000		1,200,000		145,000	△ 230,000	0	1,200,000	0	△ 1,430,000
			計	24,885,000	0	0	0	24,885,000	19,845,000	0	3,500,000	0	16,345,000	△ 5,040,000	0	3,500,000	0	△ 8,540,000
3 民生費	2 児童福祉費	幸袋地区児童館建設事業	28	17,933,000		16,100,000		1,833,000	12,249,000		11,000,000		1,249,000	△ 5,684,000	0	△ 5,100,000	0	△ 584,000
			29	9,391,000		8,400,000		991,000	9,135,000		8,000,000		1,135,000	△ 256,000	0	△ 400,000	0	144,000
			計	27,324,000	0	24,500,000	0	2,824,000	21,384,000	0	19,000,000	0	2,384,000	△ 5,940,000	0	△ 5,500,000	0	△ 440,000
	2 児童福祉費	鎮西地区児童館建設事業	28	148,526,000		133,600,000		14,926,000	77,273,000		69,500,000		7,773,000	△ 71,253,000	0	△ 64,100,000	0	△ 7,153,000
			29	109,739,000		98,800,000		10,939,000	166,757,000		149,800,000		16,957,000	57,018,000	0	51,000,000	0	6,018,000
			計	258,265,000	0	232,400,000	0	25,865,000	244,030,000	0	219,300,000	0	24,730,000	△ 14,235,000	0	△ 13,100,000	0	△ 1,135,000
	2 児童福祉費	徳波東地区児童館建設事業	26	15,923,000		15,100,000		823,000	13,652,000		12,900,000		752,000	△ 2,271,000	0	△ 2,200,000	0	△ 71,000
			27	8,180,000		7,700,000		480,000	4,529,000		4,300,000		229,000	△ 3,651,000	0	△ 3,400,000	0	△ 251,000
			28	188,387,000		178,900,000		9,487,000	182,064,000		163,600,000		18,464,000	△ 6,323,000	0	△ 15,300,000	0	8,977,000
			29	646,000		600,000		46,000	3,785,000		3,200,000		585,000	3,139,000	0	2,600,000	0	539,000
			計	213,136,000	0	202,300,000	0	10,836,000	204,030,000	0	184,000,000	0	20,030,000	△ 9,106,000	0	△ 18,300,000	0	9,194,000

平成29年度 飯塚市継続費精算報告書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較						
				年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳					
					特定財源				特定財源				特定財源					
					国県支出金	地方債	その他		一般財源	国県支出金	地方債		その他	一般財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10教育費	2 小学校費	目尾・幸袋小中学校統合事業	28	339,877,000		304,200,000		35,677,000	181,241,063		161,600,000		19,641,063	△ 158,635,937	0	△ 142,600,000	0	△ 16,035,937
			29	323,626,000		289,700,000		33,926,000	364,900,844		322,500,000		42,400,844	41,274,844	0	32,800,000	0	8,474,844
			計	663,503,000	0	593,900,000	0	69,603,000	546,141,907	0	484,100,000	0	62,041,907	△ 117,361,093	0	△ 109,800,000	0	△ 7,561,093
		潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業	28	1,519,945,000	226,575,000	1,168,900,000		124,470,000	752,604,905	201,707,000	495,800,000		55,097,905	△ 767,340,095	△ 24,868,000	△ 673,100,000	0	△ 69,372,095
			29	1,299,741,000	454,862,000	760,400,000		84,479,000	1,917,139,846	479,538,000	1,302,600,000		135,001,846	617,398,846	24,676,000	542,200,000	0	50,522,846
			計	2,819,686,000	681,437,000	1,929,300,000	0	208,949,000	2,669,744,751	681,245,000	1,798,400,000	0	190,099,751	△ 149,941,249	△ 192,000	△ 130,900,000	0	△ 18,849,249
		楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業	26	546,758,000	45,239,000	474,200,000		27,319,000	511,021,760	45,268,000	440,200,000		25,553,760	△ 35,736,240	29,000	△ 34,000,000	0	△ 1,765,240
			27	684,798,000	69,613,000	581,100,000		34,085,000	457,416,229	50,727,000	384,200,000		22,489,229	△ 227,381,771	△ 18,886,000	△ 196,900,000	0	△ 11,595,771
			28	1,149,699,000	267,401,000	831,800,000		50,498,000	1,114,840,052	228,808,000	697,000,000		189,032,052	△ 34,858,948	△ 38,593,000	△ 134,800,000	0	138,534,052
	29		156,034,000	75,195,000	72,600,000		8,239,000	365,742,900	76,965,000	249,600,000		39,177,900	209,708,900	1,770,000	177,000,000	0	30,938,900	
	計		2,537,289,000	457,448,000	1,959,700,000	0	120,141,000	2,449,020,941	401,768,000	1,771,000,000	0	276,252,941	△ 88,268,059	△ 55,680,000	△ 188,700,000	0	156,111,941	
	3 中学校費		目尾・幸袋小中学校統合事業	28	298,102,000	47,417,000	226,100,000		24,585,000	152,506,040	27,164,000	111,600,000		13,742,040	△ 145,595,960	△ 20,253,000	△ 114,500,000	0
		29		260,289,000		233,900,000		26,389,000	307,565,800	4,143,000	269,700,000		33,722,800	47,276,800	4,143,000	35,800,000	0	7,333,800
		計		558,391,000	47,417,000	460,000,000	0	50,974,000	460,071,840	31,307,000	381,300,000	0	47,464,840	△ 98,319,160	△ 16,110,000	△ 78,700,000	0	△ 3,509,160
		潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業	28	1,732,494,000	278,883,000	1,340,400,000		113,211,000	643,359,000	114,798,000	475,700,000		52,861,000	△ 1,089,135,000	△ 164,085,000	△ 864,700,000	0	△ 60,350,000
			29	706,002,000	36,310,000	602,600,000		67,092,000	1,665,291,000	196,303,000	1,352,700,000		116,288,000	959,289,000	159,993,000	750,100,000	0	49,196,000
			計	2,438,496,000	315,193,000	1,943,000,000	0	180,303,000	2,308,650,000	311,101,000	1,828,400,000	0	169,149,000	△ 129,846,000	△ 4,092,000	△ 114,600,000	0	△ 11,154,000

平成29年度 飯塚市継続費精算報告書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較						
				年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳					
					特定財源				特定財源				特定財源					
					国県支出金	地方債	その他		一般財源	国県支出金	地方債		その他	一般財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10教育費	3 中学校費	楽市・平恒・徳波東小中学校統合事業	26	452,862,000	76,485,000	357,500,000		18,877,000	423,280,000	76,292,000	329,600,000		17,388,000	△ 29,582,000	△ 193,000	△ 27,900,000	0	△ 1,489,000
			27	566,657,000	111,076,000	432,800,000		22,781,000	377,620,000	93,787,000	269,600,000		14,233,000	△ 189,037,000	△ 17,289,000	△ 163,200,000	0	△ 8,548,000
			28	1,036,550,000	158,159,000	795,800,000		82,591,000	926,012,000	130,478,000	722,700,000		72,834,000	△ 110,538,000	△ 27,681,000	△ 73,100,000	0	△ 9,757,000
			29	50,441,000	22,471,000	25,000,000		2,970,000	306,560,200	54,757,000	222,000,000		29,803,200	256,119,200	32,286,000	197,000,000	0	26,833,200
			計	2,106,510,000	368,191,000	1,611,100,000	0	127,219,000	2,033,472,200	355,314,000	1,543,900,000	0	134,258,200	△ 73,037,800	△ 12,877,000	△ 67,200,000	0	7,039,200
	5 社会教育費	鎮西公民館建設事業	28	282,244,000		268,100,000		14,144,000	145,578,000		131,000,000		14,578,000	△ 136,666,000	0	△ 137,100,000	0	434,000
			29	203,694,000		183,400,000		20,294,000	313,979,000		283,000,000		30,979,000	110,285,000	0	99,600,000	0	10,685,000
			計	485,938,000	0	451,500,000	0	34,438,000	459,557,000	0	414,000,000	0	45,557,000	△ 26,381,000	0	△ 37,500,000	0	11,119,000

継続費精算報告書の報告(平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計)

平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計継続費の精算を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度 飯塚市継続費精算報告書(学校給食事業特別会計)

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較						
				年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳					
					特定財源				特定財源				特定財源					
					一般財源	一般財源	一般財源		一般財源	一般財源	一般財源		一般財源	一般財源	一般財源			
国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他							
1 学校給食費	2 施設整備費	目尾・幸袋 小中学校自 校式給食施 設整備事業	28	14,768,000		14,000,000		768,000	10,206,000		9,700,000		506,000	△ 4,562,000	0	△ 4,300,000	0	△ 262,000
			29	7,407,000		7,000,000		407,000	7,190,000		6,600,000		590,000	△ 217,000	0	△ 400,000	0	183,000
			計	22,175,000	0	21,000,000	0	1,175,000	17,396,000	0	16,300,000	0	1,096,000	△ 4,779,000	0	△ 4,700,000	0	△ 79,000
		潤野・蓮台 寺・鎮西小 中学校自校 式給食施設 整備事業	28	300,584,000	36,166,000	252,100,000		12,318,000	141,606,000	10,171,000	124,900,000		6,535,000	△ 158,978,000	△ 25,995,000	△ 127,200,000	0	△ 5,783,000
			29	177,105,000		168,200,000		8,905,000	311,752,000	25,627,000	272,700,000		13,425,000	134,647,000	25,627,000	104,500,000	0	4,520,000
			計	477,689,000	36,166,000	420,300,000	0	21,223,000	453,358,000	35,798,000	397,600,000	0	19,960,000	△ 24,331,000	△ 368,000	△ 22,700,000	0	△ 1,263,000
		楽市・平 恒・穂波東 小中学校自 校式給食施 設整備事業	26	163,192,000		155,000,000		8,192,000	157,108,000	2,152,000	147,200,000		7,756,000	△ 6,084,000	2,152,000	△ 7,800,000	0	△ 436,000
			27	224,377,000		213,000,000		11,377,000	160,123,000	19,377,000	133,600,000		7,146,000	△ 64,254,000	19,377,000	△ 79,400,000	0	△ 4,231,000
			28	149,527,000		142,000,000		7,527,000	209,148,000	10,714,000	181,400,000		17,034,000	59,621,000	10,714,000	39,400,000	0	9,507,000
	29		684,000		600,000		84,000	3,589,000	0	3,200,000		389,000	2,905,000	0	2,600,000	0	305,000	
	計		537,780,000	0	510,600,000	0	27,180,000	529,968,000	32,243,000	465,400,000	0	32,325,000	△ 7,812,000	32,243,000	△ 45,200,000	0	5,145,000	

平成29年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成29年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成29年度算定値	—	—	4.2	27.5
早期健全化基準	11.68	16.68	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」で表示

公営企業の資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
飯塚市水道事業会計	—
飯塚市工業用水道事業会計	—
飯塚市立病院事業会計	—
飯塚市下水道事業会計	—
飯塚市地方卸売市場事業特別会計	—
飯塚市農業集落排水事業特別会計	—
飯塚市工業用地造成事業特別会計	—

※資金不足額がない場合は「—」で表示